

暮らしのよろず相談システム開発業務委託公募要領

1 趣旨

本要領は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構ファルマバレーセンター（以下「PVC」という。）が実施する「暮らしのよろず相談システム開発業務」について、最も優れた企画力、技術力及び運営能力を有する事業者を公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 募集概要

- (1) 業 務 名 暮らしのよろず相談システム開発業務委託
- (2) 契 約 者 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構理事長
- (3) 採 用 方 式 公募型企画提案（プロポーザル）方式
- (4) 業 務 内 容 別紙「暮らしのよろず相談システム開発業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委 託 期 間 契約締結日から令和9年2月5日まで
- (6) 契 約 限 度 額 2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
※将来的な機能拡張及び本格導入については別途協議とする
- (7) 採用予定件数 1件

3 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社又は主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等を提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(10) AI システム、データベース構築又は自治体向けシステムの開発実績を有すること。

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

公告開始	令和8年7月10日(金)
質問受付締切	令和8年7月15日(水)17時
質問回答	令和8年7月16日(木)
企画提案参加表明書提出期限	令和8年7月22日(火)17時
企画提案書提出期限	令和8年7月30日(木)正午
審査会(書面審査)	令和8年8月3日(月)(予定)
選考結果通知	令和8年8月5日(水)(予定)

(2) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和8年7月15日(水)17時

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

回答は、令和8年7月16日(水)までに、下記ホームページに掲載する。

URL:<https://www.fuji-pvc.jp/center/>

(3) 参加表明書等の提出

企画提案に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ・参加表明書(様式1) 提出1部
- ・会社概要等(任意様式) 提出1部(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要)
- ・納税証明書(任意様式) 提出1部(直近1年間の国税又は都道府県税の納税証明書)

ア 提出期限

令和8年7月22日(水)17時まで

イ 提出先

「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法

原則、電子メールとする（PDF ファイルとすること）

※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする

※参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和8年7月27日（月）までに「参加辞退書」（様式自由）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式2	1
②	企 画 提 案 書	<p>次の事項について、できる限り具体的に記載すること。</p> <p>ア 業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職・氏名、役割、業務内容） ・実施スケジュール及び進捗管理方法 ・PVC 及び関係自治体との連絡調整方法 ・過去5年間に実施した類似事業の実績（AI システム、データベース構築、自治体システム構築等） <p>イ 提案内容</p> <p>(ア)全体コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのよろず相談システムの基本コンセプト ・システム全体構成 <p>(イ)生活支援資源情報の収集及び整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集方法 ・データ整理・統合方法 <p>(ウ)データベース構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース構成 ・検索・分類・タグ付け方法 ・情報更新管理方法 <p>(エ)生成 AI を活用した将来展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成 AI との連携方法 ・データ構造 <p>(オ)利用者インターフェイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン対応 ・高齢者にも使いやすい画面構成のイメージ図 <p>(カ)将来的な展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体への展開方法 ・拡張性及び運用性 ・保守運用費の考え方 	任意	5
③	見 積 書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 	任意	1
④	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・直近1年間の納税証明書（国税又は都道府県税） 	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、PVC との協議により、実施内容を決定する。

ア 提出期限
令和8年7月30日（木）正午（必着）

イ 提出先
「8 提出先、問合せ先」を参照

ウ 提出方法
直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

5 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。なお、評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(2) 審査会

ア 実施日

令和8年8月3日（月）（予定）

※プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務実施体制	業務の実施体制、手順、スケジュール等が具体的で適切であるか	10
2	類似実績	AI システム、データベース構築又は自治体システム等の開発実績を有するか	5
3	業務の内容等	事業目的を十分理解した内容となっているか	10
4		生活支援情報を適切に整理し、高齢者が容易に情報へアクセスし、効果的に情報案内されるような提案になっているか	10
5		データベース構築、AI-OCR 活用、情報管理等実現可能な提案であるか	10
6		生成 AI 活用及びデジタルサービスとして広域自治体連携を見据えた拡張性の高い提案であるか	10
7	経済合理性	費用対効果に優れ、持続可能な運用が期待できる提案であるか	5
合計			60

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に令和 8 年 8 月 5 日（水）（予定）に通知する。

6 契約方法

- ・契約候補者は、PVC と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基にして契約候補者と PVC との協議により最終的に決定する。
- ・契約候補者が正当な理由なく PVC と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7 留意事項

本委託業務の成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）の全ては、PVC に帰属する

8 提出先、問合せ先

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構

ファルマバレーセンター企画部

住所：〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1

電話：055-980-6333 メール：kikaku-pvc@fuji-pvc.jp